

4 社会資本整備の推進

(3) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

国への提案事項

1 インフラ強靭化の推進

能登半島地震や令和3年豪雨など近年の大規模災害を踏まえた県土の強靭化を着実に進められるよう、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」を含めた十分な予算を確保するとともに、国土強靭化実施中期計画を令和6年内の早期に策定し、5か年加速化対策後も、物価高騰等を踏まえつつ、必要な予算・財源を継続的かつ安定的に別枠で確保すること。

加えて、令和6年度末に期限を迎える「緊急浚渫推進事業債」及び令和7年度末に期限を迎える「緊急自然災害防止対策事業債」の期限を延長するとともに要件を緩和するなど、地方単独事業による防災インフラ整備に対する財政措置の拡充を図ること。

2 被災地の早期復旧・再度災害防止の推進

令和3年7月・8月豪雨災害等の被災地の早期復旧・再度災害防止を推進するため、改良復旧事業や直轄による特定緊急砂防事業等の推進に特段に配慮するとともに、財政措置の拡充を図り、地方の財政負担の軽減に配慮すること。

①-1 河川改修等による治水対策の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 令和3年7・8月豪雨災害からの再度災害防止対策の着実な推進のための財政措置○ 流域治水の推進等による効果的な事前防災対策の加速化のための財政措置○ 既存ストックを最大限活用することを含め、太田川流域における治水機能の増強に向けた十分な調査・検討の実施○ 特定都市河川の指定拡大に向け、浸水被害防止区域等の指定や雨水浸透阻害行為の許可事務等に係る制度拡充・技術的支援○ 排水機場やダム設備等の計画的な機能維持を図るための財政措置○ 計画的な堆積土等の除去を行うための緊急浚渫推進事業債などの期限延長
①-2 ため池の防災工事等の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 長期間にわたる地方財政負担の軽減○ 適正管理による安全性向上への支援
② 土砂災害防止施設等の整備推進	<ul style="list-style-type: none">○ 令和3年7・8月豪雨災害等にかかる国による特定緊急砂防事業の推進○ 県及び国による効果的な事前防災対策の推進のための財政措置○ 砂防堰堤の機能復旧に必要な除石を迅速かつ確実に実施するための財政措置○ 国の直轄砂防事業による土砂・洪水氾濫対策の推進
③ 高潮・津波対策等による治水対策、港湾における耐震強化岸壁及び防災拠点の整備の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 浸水実績のある河川及び海岸の高潮対策や、ゼロメートル市街地等における最大クラスの地震への対応のための財政措置
④ 緊急輸送道路の整備推進・機能強化	<ul style="list-style-type: none">○ 道路改良、法面防災対策、橋梁の耐震補強等による緊急輸送道路の更なる機能強化のための財政措置

4 社会資本整備の推進

(3) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

国への提案事項

① 河川改修等による治水対策やため池の防災工事等の推進

河川	河川改修	国直轄	太田川、江の川、芦田川等
	河川総合開発	国直轄	内神川、中畠川、府中大川、沼田川、手城川、瀬戸川、志路原川、国兼川、入野川、尾崎川、河川メンテナンス事業等
	地震・高潮対策	県事業	太田川(治水機能強化検討調査)
	令和3年7月・8月豪雨災害	県事業	特定都市河川浸水被害対策推進事業(多治比川・本川)
ため池	ため池改修	県事業	小野池、入田池、本谷池、新池・下池、建目池、郷谷池、西明池、巳之口池 等

② 土砂災害防止施設等の整備推進

砂防	砂防、急傾斜地崩壊対策	国直轄	広島西部山系直轄砂防事業
		県事業	砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業
	令和3年7月・8月豪雨災害等	国直轄	広島西部山系・安芸南部山系特定緊急砂防事業(吳市天応、広島市安佐南区山本町等)
治山		国直轄	民有林直轄治山事業
		県事業	民有林治山事業

③ 高潮・津波対策等による治水対策、港湾における耐震強化岸壁及び防災拠点の整備の推進

海岸	高潮対策	国直轄	広島港海岸(中央西、中央東地区)
		県事業	広島港海岸(江波、元宇品、廿日市南地区)、尾道糸崎港海岸(機織地区)、福山港海岸(江之浦地区) 大西港海岸【離島】(塔之越、大西地区)、吳海岸(天応地区)、地御前漁港海岸(地御前地区)、倉橋海岸(本倉井地区)等
	耐震(減災)対策	国直轄	広島港海岸(中央西、中央東地区)
港湾	耐震強化岸壁	国直轄	廿日市海岸(扇新開地区)
	防災拠点	県事業	広島港(宇品地区)、尾道糸崎港(松浜地区)

④ 緊急輸送道路の整備推進・機能強化

緊急輸送道路	道路改良等による機能強化	国直轄等	〔国直轄等〕広島呉道路(4車線化)、一般国道2号廿日市大野防災(越波対策)等
		県事業	(国)184号 尾道拡幅、(国)432号 竹原BP、(主)呉平谷線、(臨)廿日市草津線(4車線化)等
	法面防災対策の実施	県事業	(国)432号(東広島市河内町内河内)、(国)432号(庄原市比和町木屋原)、(国)433号(安芸太田町加計)等
	橋梁耐震補強の推進	県事業	(国)186号 翠橋、(国)261号 新大橋、(国)487号 早瀬大橋、(主)三原竹原線 潮越橋等

【提案先省庁:内閣府、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

4 社会資本整備の推進 (3)防災・減災に資する社会資本整備の推進

①ー1 河川改修等による治水対策の推進

現 状

- 県内には治水安全度の低い中小河川が多く、激甚化・頻発化する豪雨などにより家屋等浸水被害が繰り返されている。
- 排水機場のポンプやダム設備等の老朽化が進んでいる。
- 近年、浸水被害等が相次ぐ中、出水により多くの河川で断面を阻害する土砂等が堆積している。

課 題

- 令和3年7月・8月の豪雨災害への対応として実施する大型プロジェクト事業を着実に進めるとともに、激甚化・頻発化する豪雨へ対応するため「流域治水」を推進する中で、重点的に予算配分し、効果的な事前防災を加速させることが必要。
- 「流域治水」をより一層推進するため、江の川上流域及び本川流域に加え、他の流域についても特定都市河川に指定することが必要。
- 出水時に排水機場やダム設備が確実に運用できるよう、長寿命化計画に基づく機器更新等に必要額を配分し、計画的な機能維持を図ることが必要。
- 河道内に堆積した土砂を計画的に除去し、流下能力を確保することが必要。

① 多治比川 特定都市河川浸水被害対策推進事業

河道拡幅・堤防強化の実施

⇒流下能力向上や堤防強化により、家屋浸水被害を解消



② 中畠川 大規模特定河川事業

河道拡幅・流木対策の実施

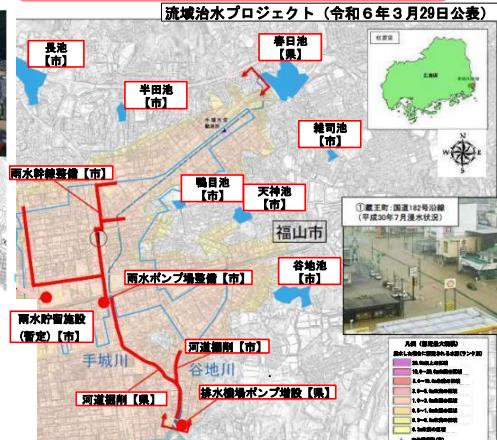
⇒流下能力を向上させ、家屋浸水被害を解消



③ 手城川 事業間連携河川事業・河川メンテナンス事業

ポンプ増設・河川改修の実施

⇒内水排除対策(福山市)と連携し、床上浸水被害を解消



①ー1 河川改修等による治水対策の推進

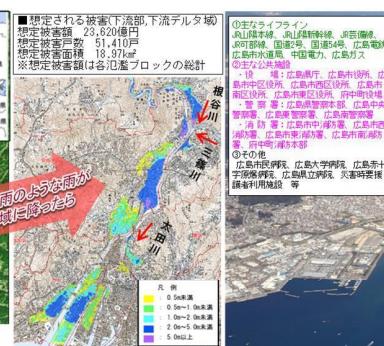
現 状

- 平成30年7月豪雨により、太田川水系においては住宅等の浸水が発生しており、特に三篠川では、住宅等の浸水のほか道路橋や鉄道橋が流出するなど、住民生活や経済活動に大きな打撃を与え、復旧・復興に向けて多大な時間と費用が必要となつた。
- 平成30年7月豪雨相当の雨が太田川上流域で降った場合、太田川下流部において、甚大な被害が発生する恐れがある。

4 社会資本整備の推進 (3)防災・減災に資する社会資本整備の推進

課 題

- 太田川水系における治水安全度の向上は、県民の安全・安心を確保するために非常に重要。
- 特に、人口・産業・都市機能などが集積する太田川下流域は、県全体の発展を牽引する中枢拠点となっており、気候変動により激甚化・頻発化する水災害を未然に防止するため、上流部において治水機能の増強などによる早期の治水安全度の向上が必要。



外力の増大

気候変動により
激甚化・頻発化する豪雨

想定される甚大な浸水被害

太田川下流域は
県全体の発展を牽引する中枢拠点

気候変動のスピードに対応できるよう事前防災対策を一層加速させる必要がある

太田川流域における
早期の治水安全度向上

①-2 ため池の防災工事等の推進

現状/広島県の取組

- 広島県内には、防災重点農業用ため池が、約6,800所（全国1位、全国平均の約6倍）あり、中長期的な視点から計画的な対策を進めていく必要がある。
- R3～R4劣化診断等結果（4,795箇所）から、すべての防災重点農業用ため池の診断結果を推定した。

豪雨	劣化評価	健全度		
		高い	やや低い	低い
豪雨評価	健全度高い	718	90	① 9
	健全度やや低い	1304	379	48
	健全度低い	② 843	1612	488
利用されなくなったため池	③	168	433	707

- このうち、①劣化評価が低い、②豪雨評価が低い、③利用されなくなったため池のうち、下流への影響が大きいため池を優先して防災工事（改修、廃止）を行うこととし、市町と連携して、地元関係者等の調整を進めている。
- 一方で、健全度が低いため池については、広島県ため池支援センターを中心に管理者への研修や、低水位管理の促進及び現地パトロール等の取組を進め、当面の安全性の確保に努めている。

農業用ため池の防災工事



4 社会資本整備の推進

(3) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

課題

● 防災工事の推進（ハード対策）に係る支援

- ・ すべての防災工事に着手するには、限られた建設事業者による施工であることや、整備・統廃合に係る権利者の調整等で20年程度かかる見込みである。
- ・ そのため、防災工事を中長期的に推進していくため、引き続き、安定的な予算の確保と、地方の財政負担の軽減措置が重要である。
- ・ また、ため池改修工事は、厳密な施工管理の負担や、土工が中心で長工期となることから、建設事業者が受注を敬遠するケースが多い。
- ・ 建設事業者を確保するためには、ICT技術を活用した施工管理や、工期短縮、施工管理の負荷軽減に繋がるプレキャストコンクリート製品の活用等を基準書に明記する必要がある。

● 適正管理による安全性向上（ソフト対策）への支援

- ・ 今後、診断を通じて健全度が低いため池が、約4,300箇所確認される見通しであり、広島県ため池支援センターの取組を拡大・充実させる必要がある。
- ・ また、緊急時に迅速な避難行動へ繋がるよう、遠隔地でも水位の把握が可能なデジタル技術の活用に向け、ランニングコストを含めた支援策の強化が重要である。

防災工事施工状況



② 土砂災害防止施設等の整備推進

現状

- 令和3年7月・8月豪雨災害等による被災地における、砂防堰堤等の再度災害防止対策を推進。
- 「ひろしま砂防アクションプラン2021」に基づき、防災拠点や住宅密集地、インフラ・ライフライン等を保全する施設整備に取り組み、効果的な事前防災対策を着実に推進。
- 令和3年8月豪雨においても、砂防堰堤が土石流や流木を捕捉し、被害を防止・軽減する効果を発揮。
- 近年の気象災害の激甚化・頻発化に伴う土砂災害の頻発に加え、土砂・洪水氾濫による広域かつ大規模な被害も発生。

4 社会資本整備の推進

(3) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

課題

- 直轄による特定緊急砂防事業の推進が必要。
- 県内の土砂災害警戒区域総数が、約4万8千箇所と全国で最も多く、事前防災対策の着実な推進が必要。
- 土石流を捕捉後、砂防堰堤の機能復旧に必要な除石を迅速かつ確実に実施できるよう、柔軟で機動的な財政措置が必要。
- 複雑で複合的な災害事象である土砂・洪水氾濫の対策には、高度な技術力や大規模な施設整備を要することから、国の直轄砂防事業による対応が必要。

令和3年8月豪雨災害の被災状況



事前防災対策の整備状況



土砂・洪水氾濫の発生状況



③ 高潮・津波対策等による治水対策、
港湾における耐震強化岸壁及び防災拠点の整備の推進

現 状

- 人口、資産の集積する沿岸部において、平成16年の台風16号・台風18号による大規模な高潮災害が発生。
- 発生が危惧されている南海トラフ巨大地震等に伴う対策を進める必要がある。

4 社会資本整備の推進
(3)防災・減災に資する社会資本整備の推進

課 題

- 過去に浸水実績のある河川及び海岸の高潮災害に対する安全性の早期向上。
- 背後地がゼロメートル地帯である市街地等の緊急性の高い地域において、最大クラスの地震への対応。
- 能登半島地震における被害状況を踏まえた、液状化対策を含めた耐震化、緊急時における円滑な救助活動等のための輸送経路の確保が急務。

広島県西部地域(広島港、京橋・猿猴川、瀬野川)



東部地域(尾道糸崎港、藤井川、福山港)



④ 緊急輸送道路の整備推進・機能強化

現 状

- 平成30年7月豪雨や令和3年7月・8月豪雨では、県内各地で豪雨による法面崩壊や落石が多発。
- 緊急輸送道路が被災し、物資輸送機能が麻痺。
- 通行止め等により社会経済活動に多大な影響。

4 社会資本整備の推進
(3)防災・減災に資する社会資本整備の推進

課 題

本県における過去の災害や能登半島地震による被災状況を踏まえ、発災後の迅速な救命・救急活動や救援物資の輸送、円滑な復旧を行うため、道路改良、法面防災対策、橋梁の耐震補強等による緊急輸送道路の更なる機能強化が急務。

広島県道路4車線化、(主)呉平谷線など道路改良等による機能強化推進



(主)呉平谷線(上二河～此原工区)



法面对策の整備推進



橋梁(跨線橋、跨道橋、渡海橋)の耐震補強推進



防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策の取組・成果事例



4 社会資本整備の推進

(4) 道路ネットワークの整備促進等

国への提案事項

本県の持続的発展に向け、地域経済を活性化するとともに、地方創生及び国土強靭化を推進し、ストック効果を早期に発揮させるため、次に掲げる項目を計画的かつ着実に実現すること。

- 1 広域道路ネットワークを形成する高速道路の機能強化・直轄国道バイパスの整備促進
- 2 地域活性化を促す道路整備と戦略的な維持管理・更新のための財政措置
- 3 都市基盤を強化し、安心して快適に暮らせる持続可能なまちづくりに資する街路事業の推進
- 4 国・地方を合わせた道路予算総額の安定的な確保及び補助制度の拡充

主な国直轄事業等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般国道2号 広島南道路(明神高架、木材港西～廿日市) ○ 一般国道2号 広島南道路(商工センター～木材港西)の早期事業化 ○ 一般国道2号 福山道路、及び未事業化区間の早期事業化 ○ 一般国道2号 西条バイパス(4車線化)・道照交差点改良(立体交差化) ○ 福山本郷道路(三原西道路)の計画の早期具体化 ○ 一般国道183号 鍵掛峠道路 ○ 広島呉道路(4車線化)、浜田自動車道(大朝～旭(4車線化)) ○ 広島呉道路と東広島・呉自動車道の接続区間の計画の早期具体化 ○ (仮称)八本松スマートIC、加計スマートIC(フル化) ○ 山陽自動車道の機能強化(車線数の増加) ○ 広島高速4号線(延伸)、広島高速2号線(4車線化、東雲ICフル化)の早期事業化 	※赤下線:重点要望箇所
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高規格道路 福山環状道路(福山西環状線) ○ 一般国道486号(新市府中拡幅)(重要物流道路) ○ 主要地方道 福山沼隈線(ICアクセス) ○ 都市計画道路 山手赤坂線(通学路緊急対策) ○ サイクルツーリズムの推進(しまなみ海道サイクリングロード等) 	

4 社会資本整備の推進

(4) 道路ネットワークの整備促進等

国への提案事項

広島南道路

- 明神高架の整備促進
- 木材港西～廿日市の整備促進
- 商工センター～木材港西の早期事業化



< 凡 例 >		供用済	事業中	調査中
バイパス整備等	改築事業	■	●	■ ■ ○ ○
構造物等	構造物等	—	—	○ ○ ○ ○
県道等	県道等	—	—	■ ■ ■ ■

□ 重点要望箇所
赤字 国直轄事業等
緑字 県事業(補助事業)

福山道路の整備促進及び
未事業化区間の早期事業化

【提案先省庁:財務省、国土交通省】

4 社会資本整備の推進 (4)道路ネットワークの整備促進等



一般国道2号 広島南道路 明神高架及び木材港西～廿日市の整備促進、商工センター～木材港西の早期事業化

現状

- 一般国道2号(現道)等、幹線道路の渋滞による物流の信頼性低下
- 事故や大雨等による高速道路の交通渋滞等の影響を受ける空港アクセス
- 東広島・安芸バイパスの全線開通は、周辺道路の交通混雑の緩和や移動時間短縮による生産活動効率化などに寄与
- 広島都市圏周辺に多くの産業団地が立地、さらに広島港五日市地区や廿日市市平良地区に新たな産業団地造成中

課題

- 国道2号をはじめとする幹線道路の慢性的な渋滞を解消し、企業等の生産性向上に資する人流・物流ネットワークの構築が必要。
- 東広島・安芸バイパスの整備効果をより一層高めるためには、広島南道路の整備や西条バイパス4車線化が極めて重要。



4 社会資本整備の推進 (4)道路ネットワークの整備促進等



一般国道2号 福山道路の整備促進及び未事業化区間の早期事業化

現状

- 福山都市圏は瀬戸内海地域の中核的な工業拠点
- 重要港湾福山港の機能強化(ふ頭再編改良事業中)
- 福山市中心部に主要渋滞箇所が集中
- 福山市西部地区及び北部の産業団地と産業集積地、福山港とのアクセスが脆弱
- 福山道路に隣接する笠岡バイパスが令和7年度に開通予定であり、福山市中心部がミッシングリンクとなる

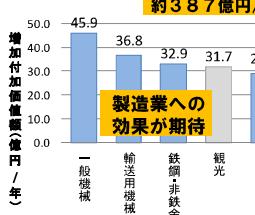


課題

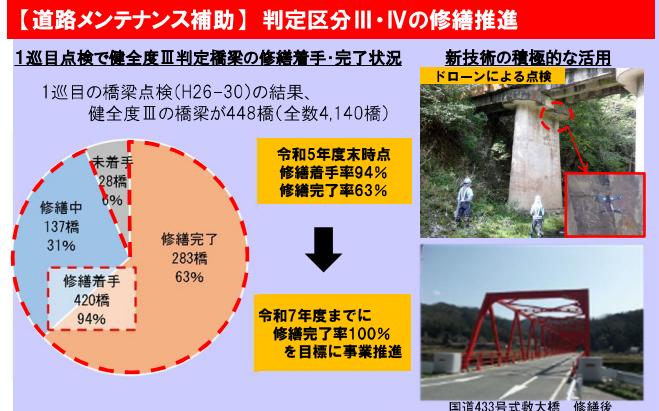
福山市中心部の渋滞緩和による速達性・定時性の向上、福山港や物流拠点へのアクセス強化など、企業等の生産性向上に資する道路ネットワークの構築が必要。

倉敷福山道路(全線供用)整備による地域経済への効果予測

[広島県試算]
広島県内の経済効果は約387億円/年



4 社会資本整備の推進 (4) 道路ネットワークの整備促進等



4 社会資本整備の推進

(5) 交通の円滑化などによりまちづくりを促進する連続立体交差事業の推進

国への提案事項

広島市東部地区連続立体交差事業の着実な推進に必要な財政措置

交通の円滑化、市街地の分断の解消及び踏切の除却による安全の確保を実現し、まちづくりを促進する連続立体交差事業の実施には、長期的に多額の事業費が必要であるため、着実な事業推進に必要な財政措置を行うこと。



鉄道高架と関連街路の整備イメージ(広島市安芸区付近)

【提案先省庁:財務省、国土交通省】

現状

【地域の状況】

- 広島都市圏東部地域では、鉄道による市街地分断が効率的な基盤整備を阻害。
- 事業区間には踏切が多数(16箇所)あり、その内「踏切道安全通行カルテ」における緊急対策の検討が必要な踏切は5箇所、1時間あたり最大30分以上遮断される踏切が10箇所ある等、踏切遮断による交通渋滞及び踏切事故が日常生活や経済活動に大きく影響。

【取組の状況】

- I期区間において、2線目の仮線路への切換を令和6年2月に完了するなど、仮線路工事を進めており、令和12年度の完了を目指して、国・県・市町・JRで連携し整備を推進中。
- 周辺地域の一体的な街づくりに資する関連街路事業や土地区画整理事業等を合わせて実施。

【国の対応状況】

- 令和元年度より連続立体交差事業の個別補助制度を創設。



4 社会資本整備の推進

(5) 交通の円滑化などによりまちづくりを促進する連続立体交差事業の推進

課題

- 1 多数ある緊急対策の検討が必要な踏切等の解消には
● 広島市東部地区連続立体交差事業の完成が必須。
- 2 広島市東部地区連続立体交差事業の実施には
● 長期的に多額の事業費が必要。
● 着実に事業推進できる財政措置が必要。
● 財政状況の厳しい地方負担の軽減が必要。



【凡例】

- 除却踏切
- 緊急に対策の検討が必要な踏切 [5箇所]
(1踏切道安全通行カルテ)(国土交通省で抽出された踏切)
(2地区課題踏切(R1.12.25法指定)[10箇所])
(3他の踏切(道路法外)[1箇所])